

整理標準化データ概説

整理標準化データ概説

— 目 次 —

1. 提供データの範囲	1
2. 提供データの種類	2

1. 提供データの範囲

「整理標準化データ」は、以下の条件で発生するものが提供対象となる。

(1) 新規データ

(a) 基本情報及び審判情報の項目群は、該当公報が発行された案件が、順次、提供対象となる。

尚、商標データについては、新規出願分及び審判請求分となる。

① 特許：公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、
公告特許公報、特許公報

② 実用新案：公開実用新案公報、公表実用新案公報、
再公表実用新案、公告実用新案公報、
登録実用新案公報、実用新案登録公報

③ 意匠：意匠公報

(b) 登録情報の項目群は、設定登録のなされた案件が、提供対象となる。

(c) 上記以外の情報の項目群は、特許庁内にて新規発生した案件が、順次、提供対象となる。

(2) 更新データ

特許庁内にて更新処理の対象となった案件を、更新が施された特許庁の各マスタ単位で提供対象とする。

提供対象となった案件は、新規／更新に関わらず、該当特許庁マスタ上の提供対象全項目を含んだ状態で提供する。

例えば、出願マスタの1項目にデータが新たに発生ないし更新された場合、出願マスタの残りの項目も全て収録して提供する。

2. 提供データの種類

整理標準化データには、表2.1に記す24種類が存在する。

各マスタ間に原則として関連性は無く^{*1 *2}、提供周期の特定期間内で、各々に該当する特許庁マスタに新規に発生又は、更新が発生した案件についての情報が収録されている。

また、提供の事情形態によって「通常提供」（定期的な提供）と「特殊提供」（通常提供とは異なり、ある範囲のデータを1回のみ提供する）とに区分けする。

*1 「整理標準化データ仕様書【第1.1版】」以降の特許・実用新案における審判マスタ及び引用文献マスタでは、出願マスタが提供可能な状態にある案件が提供対象となる。（引用文献マスタの提供は整理標準化データ仕様書SGML編【第4.1版】の範囲まで）

*2 「整理標準化データ仕様書【第2版】」以降の出願マスタの商標、重複願番マスタ、商標見本ファイルでは、商標基本マスタが提供可能な状態にある案件が提供対象となる。

2.1 通常提供

(1) 平成10年度第1回提供以降、平成11年度第21回提供までのデータ

特許庁内で、平成11年中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、下記状況であり、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書【第1版】」+「整理標準化データ仕様書【第1.1版】（※第1版の不具合を修正した差し替えのみの整理標準化データ仕様書として発行）」の記述内容に従うものである。（以降、両版を統合した整理標準化データ仕様書として整理標準化データ仕様書【第1.1版】として記述する）

(a) 「商標基本マスタ」の内容は、基本情報区分に属する
下記の記事のみが存在する内容となっている。

「商標名記事」
「カナ商標名記事」（半角）
「更新日付」

(b) 「サーチマスタ」の内容は、基本情報区分に属する
下記の記事のみが存在する内容となっている。

「テーマコード記事」
「検索 I P C 記事」
「F ターム記事」
「審査官フリーワード記事」
「更新日付」

(c) 「引用文献マスタ」の内容は、基本情報区分に属する
下記の記事のみが存在する内容となっている。

「引用文献記事」
「更新日付」

(d) 表 2.1 に記すデータの種類の内、項番 17, 18, 19
および 21 以降のデータは提供対象外となっている。

(2) 平成 11 年度（四法別）第 1 回提供以降、平成 12 年度第 14 回
提供までのデータ

特許庁内で、上記の範囲中に更新処理の対象となった案件、又は
新規に提供対象となった案件の提供データは、下記状況であり、その
データ内容は、「整理標準化データ仕様書【第 2 版】」 の記述内容
に従うものである。

(a) 「サーチマスタ」の内容は、基本情報区分に属する
下記の記事のみが存在する内容となっている。

「テーマコード記事」
「検索 I P C 記事」
「F ターム記事」

「審査官フリーワード記事」
「更新日付」

(b) 「引用文献マスタ」の内容は、基本情報区分に属する
下記の記事のみが存在する内容となっている。

「引用文献記事」
「更新日付」

(c) 表2.1に記すデータの種類の内、項番17, 18, 19
および23のデータは提供対象外となっている。

(3) 平成12年度第15回提供以降、平成12年度第22回提供までのデータ

但し、マドプロ出願マスタは平成12年度第16回提供以降、
平成12年度第20回提供までの全期間について

特許庁内で、上記の範囲中に更新処理の対象となった案件、又は
新規に提供対象となった案件の提供データは、下記状況であり、その
データ内容は、「整理標準化データ仕様書【第2.1版】」の記述
内容に従うものである。

(a) 「引用文献マスタ」の内容は、基本情報区分に属する
下記の記事のみが存在する内容となっている。

「引用文献記事」
「更新日付」

(b) 表2.1に記すデータの種類の内、項番17, 18, 19
および23のデータは提供対象外となっている。

(4) 平成12年度第23回提供以降、平成13年度第9回提供までのデータ

但し、マドプロ出願マスタは平成12年度第21回提供以降、平成
13年度第9回提供までのデータ

特許庁内で、上記の範囲中に更新処理の対象となった案件、又は
新規に提供対象となった案件の提供データは、下記状況であり、その

データ内容は、「整理標準化データ仕様書【第3版】」の記述内容に従うものである。

- (a) 「引用文献マスタ」の内容は、基本情報区分に属する下記の記事のみが存在する内容となっている。
「引用文献記事」
「更新日付」

- (b) 表2.1に記すデータの種類の内、項番17, 18, 19のデータは提供対象外となっている。

(5) 平成13年度第10回提供以降、平成13年度第24回提供までのデータ

特許庁内で、上記の範囲中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、下記状況であり、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書【第3.1版】」の記述内容に従うものである。

- (a) 表2.1に記すデータの種類の内、項番17, 18, 19のデータは提供対象外となっている。

(6) 平成13年度第25回提供以降、平成15年度第21回提供までのデータ

特許庁内で、上記の範囲中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、下記状況であり、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書【第4版】」の記述内容に従うものである。

- (a) 表2.1に記すデータの種類の内、項番17, 18, 19のデータは提供対象外となっている。

(7) 平成15年度第22回提供以降、平成16年度第25回提供までのデータ

特許庁内で、上記の範囲中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、下記状況であり、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書SGML編【第4.1版】」の記述内容に従うものである。

(a) 表2.1に記すデータの種類の内、項番17, 18, 19のデータは提供対象外となっている。

(b) 以下のデータは平成16年度第25回提供で提供を終了する。

- ① 出願マスタ 特許
- ② 出願マスタ 実用新案
- ③ 登録マスタ 特許
- ④ 登録マスタ 実用新案
- ⑤ サーチマスタ 特許
- ⑥ サーチマスタ 実用新案
- ⑦ 引用文献マスタ 特許
- ⑧ 引用文献マスタ 実用新案

(8) 平成17年度第1回提供以降、平成17年度第15回提供までのデータ

特許庁内で、上記の範囲中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、下記状況であり、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書SGML編【第4.2版】」の記述内容に従うものである。

(a) 表2.1に記すデータの種類の内、項番1, 2, 9, 10, 13～16, 19のデータは提供対象外となっている。

(9) 平成17年度第16回提供以降、平成18年度第2回提供までのデータ

特許庁内で、上記の範囲中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、表2.1に準拠し、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書SGML編【第4.3版】」の記述内容に従うものである。

(a) 表2.1に記すデータの種類の内、項番1, 2, 9, 10, 13～16, 19のデータは提供対象外となっている。

(10) 平成18年度第3回提供以降、平成18年度第11回提供までのデータ

特許庁内で、上記の範囲中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、表2.1に準拠し、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書SGML編【第4.4版】」の記述内容に従うものである。

(a) 表2.1に記すデータの種類の内、項番1, 2, 9, 10, 13～16, 19のデータは提供対象外となっている。

(11) 平成18年度第12回提供以降、平成19年度第2回提供までのデータ

特許庁内で、上記の範囲中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、表2.1に準拠し、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書SGML編【第4.5版】」の記述内容に従うものである。

(a) 表2.1に記すデータの種類の内、項番1, 2, 9, 10, 13～16, 19のデータは提供対象外となっている。

(1 2) 平成 19 年度第 3 回提供以降、平成 19 年度第 20 回提供までのデータ

特許庁内で、上記の範囲中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、表 2. 1 に準拠し、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書 SGML 編【第 5 版】」の記述内容に従うものである。

(a) 表 2. 1 に記すデータの種類の内、項番 1, 2, 9, 10, 13 ~ 16 のデータは提供対象外となっている。

(1 3) 平成 19 年度第 21 回提供以降、平成 21 年度第 1 回提供までのデータ

特許庁内で、上記の範囲中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、表 2. 1 に準拠し、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書 SGML 編【第 5. 1 版】」の記述内容に従うものである。

(a) 表 2. 1 に記すデータの種類の内、項番 1, 2, 9, 10, 13 ~ 16 のデータは提供対象外となっている。

(1 4) 平成 21 年度第 2 回提供以降、平成 26 年度第 20 回提供までのデータ

特許庁内で、上記の範囲中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、表 2. 1 に準拠し、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書 SGML 編【第 5. 2 版】」の記述内容に従うものである。

(a) 表 2. 1 に記すデータの種類の内、項番 1, 2, 9, 10, 13 ~ 16 のデータは提供対象外となっている。

(15) 平成26年度第21回提供以降のデータ

特許庁内で、上記の範囲中に更新処理の対象となった案件、又は新規に提供対象となった案件の提供データは、表2.1に準拠し、そのデータ内容は、「整理標準化データ仕様書SGML編【第5.3版】」（当仕様書）の記述内容に従うものである。

(a) 表2.1に記すデータの種類の内、項番1, 2, 9, 10, 13～16, 21のデータは提供対象外となっている。

2. 2 特殊提供

(1) 商標情報データベース移行による特殊提供

特許庁内で、平成11年(1999年)12月17日時点で保有している案件に対して提供を行う。データ内容は、「整理標準化データ仕様書【商標情報公開データ移行仕様】」の記述内容に従うものである。

提供対象マスタは以下である。

- (a) 出願マスタ（商標のみ） *3
- (b) 審判マスタ（商標のみ） *3
- (c) 登録マスタ（商標のみ） *3
- (d) 商標基本マスタ
- (e) 重複願番マスタ
- (f) 商標見本ファイル

(2) 引用文献マスタ庁内レイアウト変更に伴う特殊提供

平成10年(1998年)4月1日以降、平成11年(1999年)12月末日までに出願マスタが提供した案件に対して提供を行う。データ内容は、「整理標準化データ仕様書【第2版】」の記述内容に従うものである。

提供対象マスタは以下である。

- (a) 引用文献マスタ

(3) サーチマスタの情報区分変更に伴う特殊提供

特許庁内で、平成12年(2000年)9月8日時点で保有している案件に対して提供を行う。データ内容は、「整理標準化データ仕様書【第2.1版】」の記述内容に従うものである。

提供対象マスタは以下である。

- (a) サーチマスタ

(4) 過去分データの特殊提供

特許庁内で、平成13年(2001年)7月13日時点で保有している案件に対して提供を行う。データ内容は、「整理標準化データ仕様書【第3.1版】」の記述内容に従うものである。

提供対象マスタは以下である。

- (a) 出願マスタ^{*4}
- (b) 審判マスタ^{*5}
- (c) 登録マスタ^{*5}
- (e) 引用文献マスタ^{*4}
- (f) 商標基本マスタ^{*4}

(5) 意匠公知資料マスタおよび外国意匠公報資料マスタの提供に伴う特殊提供

特許庁内で、平成17年(2005年)1月16日時点で保有している案件に対して提供を行う。データ内容は、「整理標準化データ仕様書【第4.2版】」の記述内容に従うものである。

提供対象マスタは以下である。

- (a) 意匠公知資料マスタ
- (b) 外国意匠公報資料マスタ

(6) 類似群付け替えに伴う特殊提供

特許庁内で、平成23年(2011年)12月31日時点で保有している案件の内、類似群の付け替えが行なわれた案件に対して提供を行う。データ内容は、「整理標準化データ仕様書【第5.2版】」の記述内容に従うものである。

提供対象マスタは以下である。

- (a) 商標基本マスタ

* 3 記事、及び、項目は通常提供とは異なり、仕様書に合わせた限定された提供となる。

* 4 既提供分を除いた未提供の案件の内、提供可能な状態にある案件が提供対象となる。

* 5 既提供分を含めた全ての案件の内、提供可能な状態にある案件が提供対象となる。

表 2.1 提供データの種類一覧

項目番号	提供データの種類	提供データの内容	備考
1	出願マスタ	特許 *7	提供対象外 1回／1週
2		実用新案 *7	
3		意匠	
4		商標	
5	審判マスタ	特許	1回／1週
6		実用新案	
7		意匠	
8		商標	
9	登録マスタ	特許 *7	提供対象外 1回／1週
10		実用新案 *7	
11		意匠	
12		商標	
13	サーチマスタ *7	特許	提供対象外
14		実用新案	
15	引用文献マスタ *7	特許	提供対象外
16		実用新案	
17	意匠公知資料マスタ	特許の「公知資料マスタ」に関する情報。 意匠公知資料情報区分の項目（特許庁が収拾したカタログ、雑誌等）が収録されている。	1回／1週
18	外国意匠公報資料マスタ	特許の「外国資料マスタ」に関する情報。 外国意匠公報資料情報区分の項目（外国特許庁が発行した意匠公報）が収録されている。	1回／1週
19	意匠公知資料イメージファイル	意匠公知資料イメージに関する情報。 SGML文書形式ではない単独のファイルで、意匠公知資料イメージデータについての情報が収録されている。	1回／1週
20	商標基本マスタ	特許の「商標基本マスタ」に関する情報。 商標公開情報区分の項目（既に登録されている商標、新たに出願された商標についての商標名や称呼等）が収録されている。	1回／1週
21	重複願番マスタ *8	特許の「重複願番マスタ」に関する情報。 商標公開情報区分の項目中、以下の記事のみが収録されている。 ・重複番号記事　・更新日付	提供対象外
22	マドプロ出願マスタ *6	特許の「指定官庁D B *6」に関する情報。 マドリッドプロトコル情報区分の項目（マドリッド・プロトコルによって発生する指定官庁分の書誌・経過情報）が収録されている。	1回／1週
23	マドプロ原簿マスタ	特許の「国際商標登録原簿D B」に関する情報。 マドリッドプロトコル原簿情報区分の項目（マドリッド・プロトコルによって発生する指定官庁分の書誌・経過情報及び原簿情報）が収録されている。	1回／1週
24	商標見本ファイル	特許の「商標見本ファイル」に関する情報。 SGML文書形式ではない単独のファイルで、商標イメージデータについての情報が収録されている。	1回／1週

* 6 整理標準化データ仕様書【第2版】及び、【第2. 1版】では「マドプロマスタ」と記載。

* 7 整理標準化データ仕様書 SGML編 【第4. 1版】の範囲までで提供終了。

* 8 整理標準化データ仕様書 SGML編 【第5. 2版】の範囲までで提供終了。